

## 平成30年第4回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成30年4月12日(木) 午前 9時30分
- ・閉会日時 平成30年4月12日(木) 午前 10時18分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席農業委員 10名
  - 1番 井川 輝征                      2番 尾上 春樹                      3番 宮本 和市
  - 5番 谷口 孝一                      6番 塚本 壽                      7番 草野 義雄
  - 8番 田口 昭広                      9番 寺本眞理子                      10番 阪口 修一
  - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
  - 4番 藤井 雅史
- ・出席農地利用最適化推進委員 14名
  - 1番 本郷 昭博                      3番 中川 光春                      4番 矢野 解光
  - 5番 田口 宗一                      6番 下崎 省一                      7番 宮島 正文
  - 8番 坂口 恵美子                      9番 道園 浩二                      10番 小崎 良一
  - 11番 木川 保                      12番 一川 清                      13番 野田 和夫
  - 14番 瀧上 米作                      15番 山田 和治
- ・欠席農地利用最適化推進委員 1名
  - 2番 牧 正徳
- ・農業委員会事務局職員 出席者
  - 事務局 長 福田 貴司                      事務局次長 平田 秀臣
  - 係 長 川田 康幸                      参 事 白菊 大志
- ・議事
  - 承認第 1号 職員を任免することの承認について
  - 報告第 8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
  - 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
  - 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
  - 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
  - 議案第18号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>－会長挨拶省略－</p> <p>只今から平成30年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>4番、藤井委員、2番、牧正徳推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は9番「寺本眞理子」委員、10番「阪口修一」委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>承認第1号「職員を任免することの承認について」。芦北町農業委員会規則第3条第1項第6号の規定により、下記のとおり職員を任免したので、同規則第7条第2項の規定により承認を求めるものです。平成30年4月12日提出。</p> <p>告畑一彦、芦北町農業委員会事務局長を免ずる。平成30年3月31日付け。</p> <p>福田貴司、芦北町農業委員会事務局長を命ずる。平成30年4月1日付け。</p> <p>平田秀臣、芦北町農業委員会事務局係長を命ずる。平成30年4月1日付け。</p> <p>川田康幸、芦北町農業委員会事務局係長を命ずる。平成30年4月1日付け。</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>承認第1号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>承認第1号につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、承認第1号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、福田事務局長に挨拶をお願いします。</p> <p>－福田局長挨拶省略－</p> <p>平田次長に挨拶をお願いします。</p>

	<p>－平田次長挨拶省略－</p> <p>次に報告第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の訂正をお願いします。議案書の2ページになります。賃借権設定の部、1番の賃借人の「だいひょうとりしまりやく」の「やく」の文字を役場の「役」に訂正をお願いします。</p>
片山会長	<p>今の訂正につきましては、よろしいですか。それでは報告第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>報告第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細については記載のとおりです。これは中間管理事業になりますが、3人の方から中間管理機構をとおして、賃借人へ配分されたという報告になります。耕作する作目は飼料用作物で、設定期間は新規設定10年間になります。</p> <p>2番、配分された土地の詳細については記載のとおりです。中間管理事業に係る賃借人も記載のとおりとなります。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定5年間です。</p> <p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>3番、配分された土地の詳細については記載のとおりです。中間管理事業に係る賃貸人、賃借人も記載のとおりとなります。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定5年間です。</p> <p>4番、配分された土地の詳細については記載のとおりです。中間管理事業に係る賃貸人、賃借人も記載のとおりとなります。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定5年間です。</p> <p>使用賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細については記載のとおりです。中間管理事業に係る貸人、借人も記載のとおりとなります。耕作作目は玉ねぎ、カボチャで設定期間は新規設定5年間です。</p> <p>2番、配分された土地の詳細については記載のとおりです。中間管理事業に係る貸人、借人も記載のとおりとなります。耕作作目は玉ねぎ、カボチャで設定期間は新規設定5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>

	<p>報告第8号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第8号についてはこれで終わります。</p> <p>次に議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「贈与を受け引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は1ページになります。総会資料は1ページになります。申請地の位置図を載せております。黒く塗ってある部分が申請地となっております。調査書1ページですが、契約の種類は贈与になります。判断の理由は記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「相手方の要望により売り渡す。」譲受人事由は、「自宅に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は2ページになります。資料は2ページになります。申請地の位置図を載せております。申請地の横が譲受人の自宅となっています。調査書ですが、契約の種類は売買になります。判断の理由は記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、譲受人へ売り渡す。」譲受人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は3ページになります。資料は3ページになります。申請地の位置図を載せております。調査書ですが、契約の種類は売買になります。判断の理由は記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>4番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「贈与を受け引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調</p>

	<p>査書は4ページになります。資料は4ページになります。位置図を掲載しておりますが、2つの地域に分かれております。調査書ですが、契約の種類は売買になります。判断の理由は記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>5番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「町外に住んでおり耕作困難な為、譲受人の要望により売り渡す。」譲受人事由は、「宅地と当該農地を一緒に買い受け、耕作管理する。」となっております。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は5ページになります。資料は5ページになります。申請地の左側と一緒に買い受ける宅地となっております。調査書ですが、契約の種類は売買になります。判断の理由は記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を、1番の井川委員をお願いします。</p>
井川委員	<p>ただいま事務局からお話があったとおり、親子の贈与でありますので、何ら問題は無いと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
坂口恵美子 推進委員	<p>今、井川委員が説明されたとおりです。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>2番の案件を、3番の宮本委員をお願いします。</p>
宮本委員	<p>ここも自宅に隣接しているということで、お茶を抜根して野菜を作る計画です。許可相当だと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当地区の木川推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
木川 推進委員	<p>宮本委員の言うとおりでと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>3番の案件を10番の阪口修一委員をお願いします。</p>
阪口修一 委員	<p>事務局の説明どおりでございます。自分の土地と隣接しており、今までも作っておられたそうです。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当地区の中川推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
中川 推進委員	<p>今の説明のとおりで異議ありません。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p>

	4番の案件を8番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広 委員	事務局と田口推進委員と現場を確認してまいりました。事務局の説明どおり、親子間の贈与ですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
片山会長	担当地区の田口宗一推進委員から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	大分前から農業に携わっておられましたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 5番の案件を1番の井川委員にお願いします。
井川委員	先程、事務局からお話があったとおり、譲受人が購入することによって荒廃が防げるのではないかと考えています。どうぞよろしくお願ひいたします。
片山会長	担当地区の宮島推進委員から何かございましたらお願いします。
宮島 推進委員	この畑の上の家を買われたということで、排水がその畑を通っているということで一緒に購入されたということです。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第15号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題

	<p>とします。本案件には一川委員が関係しておりますので、一川委員に一時退席を求めます。</p> <p>－ 一川委員一時退席 －</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は植林になります。調査書は6ページになります。資料は6ページから7ページになります。資料の6ページには位置図を掲載しております。これも2か所にわたった、転用案件でございます。7ページをお願いします。事業計画及び排水計画図になります。調査書をお願いします。転用案件は立地基準と一般基準で判断することとなります。立地基準の農地区分ですが、どちらも10ヘクタール以上の塊の無い農地で、市街化の傾向が著しい区域内にある農地でもないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。第2種農地（その他の農地）に該当すると代替性の可能性がない場合は許可ができるという案件になります。代替性は植林ですので、ありません。2の一般基準ですが、記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>2番の尾上委員をお願いします。</p>
尾上委員	<p>事務局と木川推進委員と現場を見ましたけれども、説明どおり一か所は何年も前から植林済みでございます。もう一か所も許可相当であると思われます。以上です。</p>
片山会長	<p>担当地区の木川推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
木川推進委員	<p>今の尾上委員の説明どおりでございますけれども、植林して50年以上経っておりますけれども、今になって分かったような感じでございます。そのような状態ですのでよろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第16号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>植林の所に排水というのが載っていますけれども、どういう意味でしょうか。</p>
川田係長	<p>雨が降った時、自然に流れるということですがけれども、これは添付書類として、排水計画を出しなさいということで載せております。以上です。</p>

片山会長	塚本委員よろしいですか。
塚本委員	はい。
片山会長	<p>議案第16号につきまして、他にご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>1番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>一川委員に入室をお願いします。</p> <p>－ 一川委員入室 －</p> <p>福田局長が別件公務のため、ここで退席いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>－ 福田局長退席 －</p> <p>次に議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部、1番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。調査書は7ページ、資料は8ページから9ページになります。資料の8ページをお願いします。申請地は県道の近くになっております。9ページをお願いします。上には位置図、下に農地区分図を掲載しております。全部で2.41ヘクタールの広がりがあります。7ページの調査書をお願いします。契約の種類は贈与でございます。立地基準は先程の農地区分図を見てもらったように、10ヘクタール以上の広がりがないので、第2種農地（その他の農地）に該当します。申請の内容ですが、申請者は自宅の老朽化に伴い、住宅を新築する計画でありました。申請地の選定については、現在の宅地に建て替えを計画していたが、土砂災害警戒区域内であったため建築を断念しました。住み慣れた現在の自宅周辺で候補地を検討した結果、申請地が適当であるということで今回の申請に至ったということでございます。一般基準も記載のとおりとなっております。全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>2番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。調査書は8ページ、資料は10ページから11ページになります。資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を記載しております。11</p>

	<p>ページをお願いします。農地区分図と配置図を載せております。8ページの調査書をお願いします。契約の種類は売買でございます。立地基準は先程の農地区分図を見てもらったように、第2種農地（その他の農地）に該当します。申請の内容ですが、申請者は現在、実家住まいであるが、子供が生まれ住居が狭小になったため、住宅を新築する計画です。子供のことを考え、小学校に近い場所を中心に宅地等から候補地を検討した結果、地権者との調整がつかず本申請地にいたったということでございます。一般基準も記載のとおり事業計画、資金計画からも転用は確実であるということで、全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>3番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。調査書は9ページ、資料は12ページから13ページになります。資料の12ページをお願いします。位置図を掲載しておりますが、小学校の隣になります。13ページをお願いします。上に配置図、下に農地区分図を掲載しております。農地の広がり、50.59ヘクタールになります。9ページの調査書をお願いします。契約の種類は売買でございます。立地基準は先程の農地区分図を見てもらったように、10ヘクタール以上の広がりがありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則転用ができませんけれども、転用目的が個人住宅になりますので、農地法に係る運用に基づいて集落接続特例がございますので、転用は可能ということでございます。申請の理由ですが、申請者は現在、熊本市に居住しているが、海の近くに移住したい希望があり住宅予定地を検討した。申請地以外に地権者との合意が得られ、住宅要件を満たす場所が無かったため、代替の可能性はないということでございます。一般基準も記載のとおり事業計画、資金計画からも転用は確実であるということで、全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を6番の塚本委員をお願いします。</p>
塚本委員	<p>事務局の説明どおり、現在住んでいる所が老朽化して、その近くに自分の農地がありまして、そこを宅地にしたいということです。現在は耕作されていない農地で草を刈って管理している農地がほとんどですので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当地区の下崎推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
下崎	<p>塚本委員の申されたように、家を建てられる周りにつきましても何ら問題ないと</p>

推進委員	思います。よろしくお願ひします。
片山会長	2番の案件を藤井委員が欠席ですので、担当地区の道園推進委員からお願いしま す。
道園 推進委員	事務局と藤井委員と現地を確認しました。小学校の近くであり、工場も近いとい うことで、道路も広くて、電気、水も来ております。大変静かな場所ではないのでは ないかと思ひますので、よろしくお願ひします。
片山会長	3番の案件を10番の阪口委員にお願いします。
阪口委員	事務局と現地を確認してきましました。排水の問題で、近くの田んぼを持っておられ る方と話をいたしまして、5メートルくらい先のU字溝まで排水をすれば問題ない というお話をしましました。後は何ら問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。
片山会長	担当地区の中川推進委員から何かございましたらお願いします。
中川 推進委員	事務局と阪口委員の説明のとおりです。異議はありません。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第17号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しましました。 2番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しましました。 3番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しましました 次に議案第18号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務 局より説明をお願いします。
川田係長	議案第18号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出 されたので、本会の議決を求めめるものです。 賃貸借権設定の部、1番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のと おりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、

備考欄のとおりです。

2番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

3番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

次のページをお願いします。

4番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、再設定3年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

5番。賃借人が議案送付後亡くなられたため、相続人に確認したところ今回は取下げをしてくださいということでしたので、5番については取下げいたします。

6番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

7番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

8番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

次のページをお願いします。

9番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稲で、設定期間は、再設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

10番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

11番と12番は同一案件となりますので、まとめて説明いたします。以前はよく出ていた案件ですが、皆様をご存じのとおり中間管理事業がありますけれども、中間管理機構をとおして第三者に貸す事業があります。これはJAをとおして第三者に貸す事業でございます。正確に言うと円滑化集積事業でございます。前からある事業ですけれども、メリットは信用性がある、賃借料を決った時期に支払ってもらえるということがあります。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。JAをとおして賃借人に貸すという案件です。作目は、野菜で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

次のページをお願いします。ここで議案書の訂正をお願いします。使用貸借権設定の部2番の賃貸人の「本」を「元」に訂正をお願いします。3番の耕作作目を「水稲」と書いておりますけれども「果樹」に訂正をお願いします。

片山会長

今の訂正につきましては、よろしいですか。では、事務局より説明をお願いします

	す。
川田係長	<p>使用貸借権設定の部、1番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻及び野菜で、設定期間は、新規設定5年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>2番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定3年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>3番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、新規設定5年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>4番。利用権設定地、利用権設定者の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹及び水稻で、設定期間は、再設定10年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第18号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。</p> <p>5番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、5番については原案のとおり決定しました。</p> <p>6番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、6番については原案のとおり決定しました。</p>

7番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、7番については原案のとおり決定しました。

8番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、8番については原案のとおり決定しました。

9番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、9番については原案のとおり決定しました。

10番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、10番については原案のとおり決定しました。

11番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、11番については原案のとおり決定しました。

12番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、12番については原案のとおり決定しました。

次に使用貸借権設定の1番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。

2番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。

3番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。

4番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。

これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。